

居宅介護支援重要事項説明書

1. 事業主体の概要

事業主体の名称 医療法人社団 竜山会
金沢古府記念病院
代表者氏名 黒木 奈月
所在地 金沢市古府1丁目150番地
電話番号等 076-240-3555
設立年月日 令和3年8月1日

2. 事業所の概要

(1) 事業所の所在地等

事業所の名称 金沢古府記念病院 居宅介護支援事業所
所在地 石川県金沢市古府1丁目132番地 グリーンヒルズ2 201号
電話番号 076-229-7632
事業所の種類 居宅介護支援事業所
事業所番号 1710122324

(2) 職員の配置状況

職種	職務内容	人員数
主任介護支援専門員	介護支援専門員への助言・指導及び居宅介護支援業務を行います。	常勤1名
介護支援専門員	居宅介護支援業務を行います。	常勤1名以上 非常勤1名

(3) 事業実施地域及び営業時間

通常事業実施地域	金沢市、白山市、野々市市、河北郡津幡町、河北郡内灘町
営業日	月曜日から金曜日（土曜日は隔週午前営業）、
休業日	隔週土曜日午後、日曜日、祝日、年末年始（12/30から1/3まで）、お盆（8/15）
営業時間	<月曜日から金曜日>午前9時から午後5時30分まで <土曜日>午前9時から午後12時30分まで

(4) 事業所の運営方針

利用者の心身の状況やその環境を踏まえ、利用者の意向を尊重し可能な限り自立した生活を営む為に、利用者の選択による適切な指定居宅介護支援を行います。居宅サービス計画書の作成にあたっては特定の種類又は特定の居宅サービス事業所に偏ることなく、公正中立に行います。事業の実施にあたっては、関係市町村、地域包括支援センター、保健・医療・福祉のサービスと綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

(5) 提供する居宅介護支援サービスと利用料金

<サービスの内容>

① 居宅サービス計画（ケアプラン）の作成

利用者の居宅を訪問して、利用者の心身の状況、置かれている環境等を把握したうえで、居宅介護サービス及びその他の必要な保険医療サービス、福祉サービスが、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、居宅サービス計画を作成します。

② 居宅サービス計画作成後の便宜の供与

ア 利用者及びその家族等、指定居宅サービス事業所等との連絡を継続的におこない居宅サービス原案の作成をします。

イ 居宅サービス計画書の目標に沿ってサービスが提供されるよう、居宅サービス計画書原案を基に利用者、家族、専門職等とサービス担当者会議を開催して調整します。

ウ サービス担当者会議にて居宅サービス計画書の検討後、利用者又は家族より文書による同意を受けて交付します。

エ 少なくとも月1回、利用者宅を訪問し面談してモニタリングを実施し、結果を記録します。（要介護1～5の利用者様でテレビ電話などの装置を利用したモニタリングの実施の場合は2か月に1回）

オ 利用者の意思を踏まえて、要介護認定の更新等に必要な支援をおこないます。

③ 居宅サービス計画の変更

利用者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、又は当事業所が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業所と利用者双方の合意に基づき居宅サービス計画書を変更します。

④ 介護保険施設への紹介

利用者が居宅において日常生活を営む事が困難となったと認められる場合、又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望した場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行います。

⑤ 居宅介護支援に係る事業所の義務について

ア 指定居宅介護支援事業所は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めます。

- イ 介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたとき、その他必要と認める時は、利用者の口腔に関する問題、薬剤状況その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師、歯科医師又は薬剤師に提供します。
- ウ 介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師又は歯科医師の意見を求めます。その場合において、介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を主治の医師等に交付します。
- エ 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画が基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の居宅サービス事業者等を紹介するよう求めること、当該事業所をケアプランに位置づけた理由を求める事が出来ます。

⑥居宅介護支援の提供にあたっての留意事項について

- ア 居宅介護支援提供に先だって介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- イ 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、要介護認定の更新の申請が遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。

(6) 利用料金

① 利用料（ケアプラン作成料）

・要介護または要支援認定を受けられた方は、介護保険から全額給付されるため、**自己負担はありません**。ただし、保険料滞納のため、法定代理受理ができなくなった場合、要介護度に応じて 下記の金額をいただき、「サービス提供証明書」を発行いたします。後日金沢市役所窓口 に提出することで、全額払い戻しを受けられます。（※参考1）

② 交通費

・実施地域等に問わずいただきません。

③ キャンセル料金

・いつでも契約を解約することができ、一切料金はかかりません。

利用料金表 ※参考1

居宅介護支援費 (i)	要介護 1・2	10,860 円
45 件未満	要介護 3・4・5	14,110 円
居宅介護支援費 (ii)	要介護 1・2	5,440 円
45 件以上 60 件未満	要介護 3・4・5	7,040 円

〈個別加算〉

初回加算	新規受け入れ時、要支援から介護変更時 要介護度が2段以上変更の場合	3,000円
入院時情報連携加算 (Ⅰ)	入院当日に情報提供	2,500円
入院時情報連携加算 (Ⅱ)	入院後3日以内に情報提供	2,000円
退院・退所加算	医療機関や介護保険施設等を退院・退所し、居宅サービス等を利用する場合、退院・退所にあたって医療機関等の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報を得たうえでケアプランを作成し、居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合に算定。ただし「連携3回」算定できるのは、1回以上について入院中の担当医等との会議（退院時カンファレンス等）に参加し、退院・退所後の在宅での療養上必要な説明を行った上でケアプランを作成し、居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合。また、退院・退所後に福祉用具の貸与が見込まれる場合は、必要に応じ、福祉用具専門相談員や居宅サービスを提供する作業療法士等が参加する。	【カンファレンス参加無】 連携1回 4,500円 連携2回 6,000円 【カンファレンス参加有】 連携1回 6,000円 連携2回 7,500円 連携3回 9,000円
通院時情報連携加算	利用者一人につき、1月に1回の算定を限度。 利用者が医師の診察を受ける際に同席し、医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画に記録した場合に算定。	500円
緊急時等居宅カンファレンス加算	病院等の求めにより、病院等の職員と共に居宅を訪問し、カンファレンスを行った場合。	2,000円

ターミナルケアマネジメント加算	<p>在宅で死亡した利用者（在宅訪問後、24 時間以内に在宅以外で死亡した場合も含む）が対象。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・24 時間連絡が取れる体制を確保し、必要に応じて指定居宅介護支援を行うことができる体制を整備 <ol style="list-style-type: none"> 1. 利用者またはその家族の同意を得たうえで、死亡日及び死亡日の前 1 4 日以内に 2 日以上在宅を訪問し、主治の医師等の助言を得つつ、利用者の状態やサービス変更の必要性等の把握、利用者への支援を実施 2. 訪問により把握した利用者の心身の状況等の情報を記録し、主治の医師等及びケアプランに位置づけた居宅サービス事業所へ提供 <p>末期がん患者のケアプランについては、短期間での変更が求められるため、「日常生活上の障害が 1 か月以内に現れる」と主治医が判断した場合に①利用者の状態変化をケアマネージャーが確認②状態変化・ケアプラン変更について、主治医等とサービス担当者の了解を得る③ケアプラン変更について、利用者・家族の了解を得る、のプロセスを踏んだ場合、サービス担当者会議の開催を不要にする。</p>	4, 000 円
-----------------	--	----------

- ・要介護認定前に居宅介護支援の提供が行われる場合の特例事項に関する要件
利用者が要介護認定申請後、認定結果ができるまでの間、利用者自身の依頼に基づいて、介護保険による適切な介護サービスの提供を受けるために、暫定的な居宅サービス計画の作成によりサービス提供を行う際の説明を行います。

(7) 介護支援専門員の交代

① 利用者からの交代の申し出

選任された介護支援専門員の交代を希望する場合は、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情その他、交代を希望する理由を明らかにして、事業所に対して交代を申し出ることができます。ただし、利用者から特定の介護支援専門員の指名はできません。

② 事業者からの担当事業所、介護支援専門員の交代

事業者の都合により、担当事業所、介護支援専門員を交代することがあります。その場合は、利用者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

(8) 主治の医師及び医療機関等との連携

事業者は利用者の主治の医師又は関係医療機関との間において、利用者の疾患に対する対応を円滑に行うために、疾患に関する情報について必要に応じて連絡をとらせていただきます。そのために、入院、受診時等には、当該事業所名および担当介護支援専門員の名称を伝えて頂きますようお願いいたします。

(9) 損害賠償

利用者がサービス利用中に、事業者の責めに帰すべき事由により、利用者の身体、財産に損害を与えた場合、その損害を賠償します。

(10) 事故発生時の対応

- ① 事業者は利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに関係市町村および、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- ② 事業者は事故の状況およびその際とった措置などについて記録します。事業者は利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には保険会社を通して損害賠償を行うものとします。

(11) サービス内容に関する苦情

事業者は自ら提供した指定居宅介護支援または、自らが居宅サービス計画に位置付けた居宅サービスなどに対する利用者およびその家族等からの苦情に迅速かつ適切に対応します。また事業者は受け付けた苦情の内容などを記録し、市町村および国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、改善の内容を市町村および国民健康保険団体連合会に報告します。

下記に当該事業所、各市町村の苦情相談窓口をお知らせ致します。

- ① 当事業所 苦情担当 金沢古府記念病院 居宅介護支援事業所
電話：076-229-7632 管理者 大平 博子

- ② 当事業所以外の、金沢市の相談、苦情窓口などに苦情を伝えることができます。

<金沢市介護保険課>

受付時間：月曜日から金曜日 午前9時から午後5時45分

※土曜日・日曜日、祝日、12月29日～1月3日は除く。

電話：076-220-2264

< 白山市介護保険課 >

受付時間：午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分

※土曜日・日曜日、祝日、12 月 29 日～1 月 3 日は除く。

電話：076-276-1111

< 野々市市介護長寿課 >

受付時間：午前 9 時～午後 5 時 15 分

※土曜日、日曜日、祝日、12 月 29 日～1 月 3 日は除く。

電話：076-227-6066

< 石川県国民健康保険団体連合会 介護サービス苦情相談窓口 >

受付時間：午前 9 時～午後 5 時

※土曜日、日曜日、祝日、12 月 29 日～1 月 3 日は除く。

電話：076-231-1110

< 石川県福祉サービス運営適正化委員会 >

受付時間：午前 9 時～午後 5 時

※土曜日、日曜日、祝日、12 月 29 日～1 月 3 日は除く。

電話：076-234-2256

(12) ハラスメント対策について

事業所は職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します。利用者が事業所の職員に対して行う、暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為、セクシャルハラスメントなどの行為を禁止します。

(13) 秘密保持について

事業所の従業者は正当な理由なく、その業務上知り得た利用者等の秘密を漏らしません。事業者は従業者であった者にその業務上知り得た利用者等の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持する旨の雇用契約を結びます。指定居宅サービス事業者に対して利用者に関する情報を用いる場合は、あらかじめ文書により利用者の及び当該家族の同意を得るものとします。

(14) 虐待の防止

事業所は、虐待の発生又は再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるよう努めます。

① 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止等に関する責任者 金沢古府記念病院 居宅介護支援事業所
管理者 大平 博子

- ② 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修を実施します。
- ③ 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- ④ 虐待防止のための指針を整備します

(15) 身体拘束等の適正化の推進

事業所は、利用者又は利用者等の生命又は身体を保護するため、やむを得ない場合を除き身体拘束等を行ってはならないこととし、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録することを義務付けます。

(16) 感染症の予防及び蔓延防止のための対策

- ① 事業所内の衛生管理、感染症の予防に努めます。感染症の発生、その再発を防止するために感染症委員会を設置し、その結果について従業者に周知します。
- ② 専任の担当者を置き、指針の整備、業務継続計画を策定、定期的な見直し、研修・訓練を行います。

(17) 業務継続計画の策定等

当事業者は、感染症や非常災害の発生において、利用者に対する指定居宅支援事業の提供を継続的に実施するためおよび非常時の体制での早期業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

① 周知・研修・訓練

従業者に対しての周知、必要な研修及び訓練の定期的な実施

② 見直し・変更

定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(18) ヤングケアラーに対する支援と対策

ヤングケアラー、障害者、生活困窮者、難病患者等、高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関する事例検討会、研修等に定期的に参加します。

(19) 第三者評価実施状況

実施の有無：無

居宅介護支援の提供の開始に際し、本書面にに基づき重要事項の説明を行いました。

説明日 令和 年 月 日

事業者 住所 金沢市古府1丁目150番地
事業者名 医療法人社団 竜山会
金沢古府記念病院 理事長 黒木 奈月

重要事項説明者氏名

私は、本書面に基づいて、事業者から重要事項の説明を受け、内容について同意します。

令和 年 月 日

利用者 住所
氏名

家族 住所
氏名

代理人 住所
氏名